



# 鳥取県公報

平成 19 年 8 月 21 日 (火)  
第 7 9 1 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	国土調査の成果の認証 (707) (耕地課) . . . . . 2
	保安林の指定施業要件の変更予定 (3 件) (708~710) (森林保全課) . . . . . 2
◇ 公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による通知 (4 件) (森林保全課) . . . . . 5
	猟銃等の取扱いに関する講習会の開催 (警察本部生活環境課) . . . . . 9

# 告 示

## 鳥取県告示第 707 号

国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき、次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
湯 梨 浜 町	平成16年度から 平成18年度まで	湯梨浜町(大字藤津、 大字宮内、大字野方、 大字白石、大字方地、 大字漆原及び大字北福 の各一部)の地籍図及 び地籍簿	湯梨浜町大字藤津、大 字宮内、大字野方、大 字白石、大字方地、大 字漆原及び大字北福 の一部	平成19年8月21日
湯 梨 浜 町	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	湯梨浜町(大字門田及び 大字佐美の各一部)の地 籍図及び地籍簿	湯梨浜町大字門田及 び大字佐美の各一部	〃
北 栄 町	〃	北栄町(曲の一部)の地 籍図及び地籍簿	北栄町曲の一部	〃
大 山 町	〃	大山町(下市、松河原及 び長野の各一部)の地籍 図及び地籍簿	大山町下市、松河原及 び長野の各一部	〃
日 南 町	平成 18 年度から 平成 19 年度まで	日南町(下石見の一部) の地籍図及び地籍簿	日南町下石見の一部	〃

## 鳥取県告示第 708 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

### 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

倉吉市上余戸字森谷山54の5、54の71、54の72、字瀬ヶ谷山313の5、字空大谷山319の4、321の2、字松ヶ谷山326の2、326の34から326の37まで、字大谷327の4、327の35から327の39まで

### (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

### (3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市下余戸字屋敷廻り1から3まで、5、14の1、字昆沙門93の1、上余戸字立原山77の2、字小瀬ヶ谷435の3、八屋字寺山435の10
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐は、択伐による。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

---

#### 鳥取県告示第709号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市栗尾字小箱谷奥590の2から590の6まで、字箱谷北平式595の1から595の14まで
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件  
ア 立木の伐採の方法  
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。  
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市栗尾字白山562の1、562の3、563の1、563の6、字本谷南平568の2、569の2、570、571の2、字下金屎632の1、632の2、633の1、633の3から633の10まで、字兜山651の1、651の3から651の19まで、字長尾671の5、671の12から671の15まで、672の3、672の6から672の13まで

- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。
- (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

### 鳥取県告示第 710 号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成19年8月21日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市栗尾字椎木谷284、285、字家ノ下北平399の1から399の12まで、403の1、403の3、403の28から403の32まで、字家ノ上405、409の2から409の6まで、409の14、410の1
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字椎木谷284、285、字家ノ下北平403の1
- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
倉吉市栗尾字末谷平423の2、423の3、字末谷433、字末谷奥439の1、439の2
- (2) 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- (3) 変更後の指定施業要件
- ア 立木の伐採の方法
- (ア) 主伐は、択伐による。
- (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

## 公 告

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 7 月 17 日付鳥取県告示第 621 号)の内容  
(告示の内容)

1 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

吉田 満	東伯郡三朝町大字西小鹿字伊蛇原 58 の 28
前田 達	東伯郡三朝町大字西小鹿字伊蛇原 58 の 31
吉田 重喜	東伯郡三朝町大字西小鹿字伊蛇原 58 の 32
前田 達	東伯郡三朝町大字西小鹿字伊蛇原 58 の 34
吉田 なつ	東伯郡三朝町大字西小鹿字伊蛇原 58 の 54

(2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2 (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

林 義正	東伯郡三朝町大字神倉字青狹口 463 の 6
------	------------------------

岩山 聶春	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 463 の 12
寺坂 義子	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 463 の 21
小椋 清	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 463 の 26
米井 とめ	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 463 の 30
若山 正光	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 463 の 33
小椋千賀子	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 463 の 38
高田 敬正	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 470 の 7
米原 藤枝	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 470 の 13
山口 安春	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 470 の 16
岩本 浩	東伯郡三朝町大字神倉字青胤口 470 の 21

## (2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示(平成 19 年 7 月 20 日付鳥取県告示第 625 号)の内容

(告示の内容)

## (1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

川北 佳恵	鳥取市河原町北村字小崩ヨリ葵谷迄 941 の 94
池長 たみ	鳥取市河原町神馬字袋 467
安木 薫	鳥取市河原町神馬字瀧谷 450
澤田 為吉	鳥取市河原町神馬字瀧谷 453
長谷 範昭	鳥取市河原町神馬字本坂上へ分 433 の 3
森下 壽藏	鳥取市河原町神馬字本坂下タ分 235 の 1
森下久壽馬	鳥取市河原町神馬字本坂下タ分 237
〃	鳥取市河原町神馬字本坂下タ分 237 の 1
市村 宏	鳥取市河原町神馬字本坂下タ分 237 の 2
森下久壽馬	鳥取市河原町神馬字本坂下タ分 238 の 2
〃	鳥取市河原町神馬字本坂下タ分 238 の 5
森下 甚吉	鳥取市河原町神馬字本坂 438
森下久壽馬	鳥取市河原町神馬字向畑下タ分 471 の 4

## (2) 保安林として指定された目的

水源のかん養

## (3) 変更後の指定施業要件

## ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

## イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備えて置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者(以下「森林所有者等」という。)の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変

更予定の告示（平成 19 年 7 月 20 日付鳥取県告示第 626 号）の内容

（告示の内容）

（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山口万壽治	鳥取市河原町北村字小岨ヨリ葵谷迄 941 の 337
佐田久祐美	鳥取市河原町北村字小岨ヨリ葵谷迄 941 の 361（次の図に示す部分に限る。）
山口万壽治	鳥取市河原町北村字小岨ヨリ葵谷迄 941 の 363（次の図に示す部分に限る。）

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 7 月 20 日付鳥取県告示第 628 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

吉田 知逸	東伯郡三朝町大字西小鹿字片倉 151 の 2（次の図に示す部分に限る。）
-------	--------------------------------------

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

安藤 隆吉	東伯郡三朝町大字西小鹿字雑川 182
〃	東伯郡三朝町大字西小鹿字雑川 183
秋崎 勇蔵	東伯郡三朝町大字西小鹿字雑川 184
〃	東伯郡三朝町大字西小鹿字雑川 185

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、三朝町森林整備計画で定める標準伐期  
 齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保  
 全課及び三朝町役場に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 三朝町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

銃砲刀剣類所持等取締法(昭和 33 年法律第 6 号。以下「法」という。) 第 5 条の 3 第 1 項の規定により猟銃及  
 び空気銃の取扱いに関する講習会を次のとおり開催する。

平成 19 年 8 月 21 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

1 講習の種別及び受講対象者

(1) 初心者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち、法第 4 条第 1 項第 1 号の規定による猟銃又は空気銃の所持の許可(以  
 下「許可」という。)を受けようとするもの((2)のイに掲げる者を除く。)を対象とする。

(2) 経験者講習

鳥取県内に住所を有する者のうち次に掲げるものを対象とする。

ア 法第 7 条の 3 第 1 項の規定による許可の更新を受けようとする者

イ 許可を受けようとする者で、法第 5 条の 2 第 3 項第 2 号に規定するもの

2 開催の日時及び場所

区分 種別	日 時	場 所	受 講 対 象 者
----------	-----	-----	-----------

初心者講習	平成 19 年 9 月 10 日 午前 10 時から午後 4 時まで	鳥取市東町一丁目 220 鳥取県庁議会棟 3 階第 12 会議室	鳥取、郡家及び智頭の各警察署の管内に居住する者
経験者講習	平成 19 年 9 月 28 日 午後 1 時 30 分から 午後 4 時 30 分まで	倉吉市清谷町一丁目 10 鳥取県倉吉警察署	浜村、倉吉及び八橋の各警察署の管内に居住する者

## 3 講習時間及び講習課目

## (1) 講習時間

- ア 初心者講習 5 時間
- イ 経験者講習 3 時間

## (2) 講習課目

- ア 猟銃及び空気銃の所持に関する法令
- イ 猟銃及び空気銃の使用、保管等の取扱い

## 4 考査

初心者講習にあっては、講習終了後、講習に係る事項についての考査を 1 時間行う。

## 5 受講申込手続

所定の受講申込書を受講日の 7 日前までに住所地を管轄する警察署長を経由して公安委員会に提出すること。

## 6 講習受講手数料及びその納付方法

## (1) 講習受講手数料

- ア 初心者講習 6,800 円
- イ 経験者講習 3,000 円

## (2) 納付方法

(1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を銃砲刀剣類関係手数料納付書にはり付けて納付すること。  
この場合、消印しないこと。

## 7 携行品

筆記用具及び印鑑